

平成30年4月

介護休業見舞金制度を改正しました！

本会では、会員の皆さんの仕事と家庭の両立を支援するため、平成30年4月1日から、介護休暇(休業)を取得したときに給付する「介護休業見舞金」の支給対象期間等を見直しました。

| 介護休暇(休業)取得期間〔通算して6か月以内〕 | |
|---|--|
| 〔通算して3か月以内〕 | 〔通算して3か月以内〕 ★ 改正後の介護休業見舞金の支給対象期間 ★ |
| 〔改正前〕 (平成28年7月末日までに介護休暇(休業)の取得を開始した場合) |  <p>※ 全日介護休業(休業)した日を支給対象日とし、時間単位で介護休業(休業)した日は、支給対象外です。</p> |
| 互助会(介護休業見舞金) 標準報酬日額または休業開始時賃金日額の 20/100相当額 | |
| 共済組合(介護休業手当金) 厚生労働省(介護休業給付金) ※雇用保険法適用者 標準報酬日額または休業開始時賃金日額の 40/100相当額 | (計) 60/100相当額 |
| 〔改正後〕 (平成30年4月1日以降に介護休暇(休業)の取得を開始した場合) | |
| 共済組合(介護休業手当金) 厚生労働省(介護休業給付金) ※雇用保険法適用者 標準報酬日額または休業開始時賃金日額の 67/100相当額 | 互助会(介護休業見舞金) 標準報酬日額または休業開始時賃金日額の 60/100 相当額 ※ 左記の介護休業手当金又は介護休業給付金の支給期間終了後の期間を支給対象とします。 |

介護休暇(県の場合)

職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母等)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できます。

- 取得期間 一の要介護状態につき、3回を超えず、かつ、通算して6か月の期間(指定期間)内
- 取得単位 1時間または1日
- 給料 無給

※ 所属により介護休暇の名称や取得期間等が異なる場合がありますので各所属の取扱いをご確認ください。

